

○フロリダ州保健庁 (FDOH) は、HPの新型コロナウイルス特設サイトの「旅行者が知る必要のあること」と題したページにおいて、日本を含む感染国からフロリダ州に帰還した者に対するガイダンスを以下のとおり掲載しています。

<http://www.floridahealth.gov/diseases-and-conditions/COVID-19/travel-notice.html>

○本件措置のうち、在留邦人の皆様に関連する主要点は、以下のとおりです。日本への帰国等の際には必ず最新情報をご確認下さい。

○過去14日以内に中国、イラン、イタリア、韓国、日本あるいは米疾病予防管理センター (CDC) トラベル・アドバイザーに基づく他の行き先に渡航歴があり、熱及び呼吸器疾患の症状がある者は医療機関及び郡保健局に電話するべきである。

○過去14日以内に中国、イラン、イタリアあるいは韓国渡航歴のある者は14日間の自己隔離 (self-isolate) が必要である。

#### 1. 「旅行者が知る必要のあること」(以下、当館仮訳)

(1) FDOH は中国旅行を検討しているフロリダ州民に対し、国務省は米国国民に対して中国旅行しないよう勧告するレベル4のトラベル・アドバイザーを発出していることを再度お知らせしたい。レベル3のトラベル・アドバイザーはイタリア及び韓国に対して発出されており、米国国民は旅行計画を再考するよう勧告されている。レベル2のトラベル・アドバイザーは日本に対して発出されており、米国国民は同国に旅行する際は十分に注意するよう勧告されている。イランに対してはレベル2が発出されていたが、国務省は米国国民にイラン旅行をしないよう勧告するレベル4のトラベル・アドバイザーを発出している。

(2) もし中国、イラン、イタリア、日本あるいは韓国への旅行が避けられない場合は、FDOH 及び CDC は次を勧告する。

- ・病人との接触を避ける。
- ・もし新型コロナウイルス感染の高リスクかもしれない場合は、医療関係者と中国旅行について議論する。
- ・動物等を避ける。
- ・少なくとも20秒間にわたり石鹸及び水にて手を頻繁に洗う。もし石鹸及び水がない場合は、アルコールベースの消毒薬を利用する。

(3) フロリダ州に帰還したら、熱、咳あるいは他の呼吸器症状を14日間自己監視する

(self-monitor)。もし14日間以内に中国、イラン、イタリア、日本もしくは韓国から帰還し症状を感じた場合、次をするべきである。

- ・医療ケアを探す:訪問前に電話で医療機関に連絡し、最近の旅行及び症状について伝える。
- ・郡保健局に連絡する。
- ・他者との接触を避ける。
- ・症状が無くなるまで、次の旅行計画を遅らせる。
- ・咳あるいはくしゃみをする際は、ティッシュあるいは袖（手ではない）にて口及び鼻を覆う。
- ・少なくとも20秒間にわたり石鹸及び水にて手を頻繁に洗う。もし石鹸及び水がない場合は、アルコールベースの消毒薬を利用する。

(上記に係る連絡先)

COVID-19 Call Center

○TEL: 1(866)779-6121

○E-mail: [COVID-19@flhealth.gov](mailto:COVID-19@flhealth.gov)

2. なお、今回の新型コロナウイルスに関し、感染者の如く扱われた、また差別的な言動を受けたといった事態に遭遇した場合は、以下につき、当館までご連絡下さい。

- ・事案の発生日時・場所
- ・事案の概要

(連絡先)

○TEL : 1(305)530-9090

○E-mail : [ryoji2@mi.mofa.go.jp](mailto:ryoji2@mi.mofa.go.jp)

3. その他、新型コロナウイルスについては、厚生労働省からの注意や過去の領事メールを含め、当館HPもご確認下さい。

厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

同詳細情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

当館HP :

[https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：米国の状況

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/cases-in-us.html>

**【在マイアミ日本国総領事館】**

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話：305-530-9090 FAX：305-530-0950

代表 HP：<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>